

令和4年度 農業農村整備事業の環境に係る情報協議会

環境情報協議会全般に関する主な意見は次のとおりです。

○希少な動植物の採捕について

希少種が見過ごされないように調査時の同定結果を確実なものとする必要がある。

写真に残す際はできるだけ接写して大きく残す。昆虫やエビは標本として残した上で、専門家に判断を仰ぐことができればよいと考える。

ただし、どじょうやしじみを含め、調査時の写真だけでは種名が不明なものが多いので、魚貝や昆虫などをアルコール標本として保存することを推奨する。

○外来種について

ウシガエルの場合は、特定外来種であり、放流すると法律違反となるため、かならず駆除が必要。アメリカザリガニは今年の5月の国閣議で飼育はいいが、放流は禁止となった。

アメリカザリガニは子供達に人気がある中で、閣議決定の内容を指導する必要がある、子供達に飼育はいいけど放流はだめということを理解させなければならない。その際の指導として、最後まで飼うという説明で指導しているため、参考としてほしい。

アメリカザリガニやウシガエルなどの外来種がいると生態系が壊れ、水稻の生育にも影響を及ぼし里山環境に悪影響を与えるため、外来種への関心を持ってほしい。

○植物に関する検討について

環境情報協議会や地域環境検討委員会での希少種として、保存すべき対象とするものは魚類、昆虫関係が主であり、植物については検討なされていないため、今後は植物についても考察してほしい。

○今後の環境配慮に取り組む姿勢について

今年の4月にみどりの食料支援システム戦略が示されたことを踏まえ、環境に関する考え方は大きな曲がり角に立たされている。環境という資源を使って地域をどうアピールしていくか、環境配慮の取組みを対外的に示すような状況になってきている。環境情報協議会関係者だけでなく、地域住民を意識した取組みを行ってもらうとともに、この情報協議会を契機に実行し、そのフォローアップしないといけない。本協議会にもそういった視点を入れていかなければならないと考える。

また、若い世代は小学校、中学校の総合学習で「田んぼの学校」など環境配慮への取組みを経験している。そういった中で農業農村整備分野における環境配慮の取組を如何に教育の現場につなげていくのかということも農業農村整備分野の役割でないかと考える。